

○世帯分離のための自己用住宅の取扱いについて（旧包括承認基準3）

【条 例】

第3条

- (3) **専用住宅**であつて、当該専用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。)が、当該専用住宅の敷地又は当該専用住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの

【施行規則】

(条例第3条第3号の規則で定める要件)

第4条 条例第3条第3号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) **自己用住宅**の延べ面積が、おおむね200平方メートル以下であること。
- (2) **自己用住宅**の高さが、10メートル以下であること。
- (3) 当該開発行為を当該専用住宅の敷地に隣接する土地において行う場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - ア 当該開発行為を行う者又はその者と同一の世帯に属する者が当該土地を所有していること(当該土地を取得することが確実であると認められることを含む)。
 - イ 予定地の面積が、**おおむね200平方メートル以上500平方メートル以下**であること。ただし、予定地及びその周辺の土地の状況を考慮して、**やむを得ないと認めるときは**、500平方メートルを超えることができる。

【運用基準】

(規則第4条第1号及び第2号に規定する自己用住宅の要件)

第16条 規則第4条第1号及び第2号に規定する**自己用住宅**の要件は、第14条の規定を準用する。

(規則第4条第3号イに規定する予定地の面積)

第17条 規則第4条第3号イに規定する**おおむね200平方メートル以上**については、第13条第1項の規定を準用する。

2 規則第4条第3号イに規定する**やむを得ないと認めるときは**、第13条第2項の規定を準用する。

(条例第3条第3号に規定する専用住宅)

第18条 条例第3条第3号に規定する**専用住宅**には、都市計画法第29条第1項第2号に該当する専用住宅及び都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号。以下「改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するとされた改正法第1条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧法」という。)第43条第1項第6号ロの規定に該当する専用住宅を含むものとする。